

第1章 地域福祉について

1 計画の策定にあたって

近年は、少子高齢化の進行とともに、家族形態も変化し、核家族化や単身世帯が一層増加しています。人々のライフスタイルや価値観も多様化しており、地域の相互扶助機能の低下や人と人とのかかわり方の変化など、地域社会を取り巻く環境は大きく変わりつつあります。

だれもが住み慣れた地域で、今後も安心して生活を送るためには、高齢者・障がい者・児童等、対象に応じて提供される個々の福祉サービスを充実していくことはもとより、その人の生活関連分野全般にわたる総合的な支援体制が必要となっています。

特に、虐待や貧困、ひきこもり、ダブルケア、ヤングケアラーなど、複雑・多様化している福祉の諸課題に対応していくためには、これまでのような行政サービスだけでは困難となっており、横断的な対応をはじめ、地域住民や多様な担い手との連携した取り組みも求められています。

三郷市では、平成30年3月に第3次地域福祉計画を策定し、これまで継続的に掲げてきた『「助け合い・励ましあい・認めあい」みんなが主役の地域づくり』を基本理念に、また、「おたがいさま」・「おかげさま」・「ありがとう」を合言葉に、地域福祉の推進に努めてきました。

このたび令和4年度に第3次地域福祉計画が計画期間満了となることから、近年の市民を取り巻く環境の変化に対応しつつ、三郷市の今後5年間の地域福祉の指針として、「第4次三郷市地域福祉計画」を策定します。

また、障がいや認知症があっても住み慣れた地域でその人らしい生活ができる仕組みづくりが重要な課題となっており、地域共生社会の実現に向け、成年後見制度をはじめとした権利擁護支援の推進が求められています。こうしたことから、「第4次三郷市地域福祉計画」は、「三郷市成年後見制度利用促進基本計画」を包含した内容として策定します。

地域福祉とは

地域福祉とは、だれもが住み慣れた地域で、生活をより豊かで安心できるものにするために、住民・行政・社会福祉関係団体等が、ともに支えあう地域づくりを行うことです。

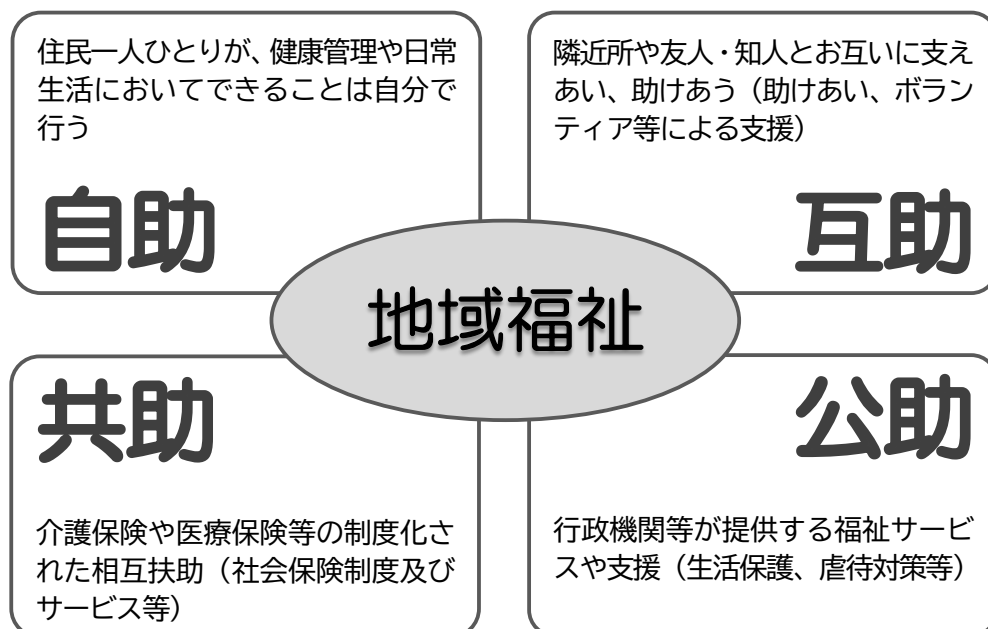
2 地域福祉とは

地域福祉とは、だれもが住み慣れた地域で、生活をより豊かで安心できるものにするために、住民・行政・社会福祉関係団体等が、ともに支えあう地域づくりを行うことです。

そのためには、住民一人ひとりが「自分たちが暮らす地域は自分たちの手で育てていこう」という意識を持ち、自分でできることは自分で行う「自助」、近隣や地域で支えあい、助けあう「互助」の考え方を持つことが必要です。

そして、行政には、介護保険や医療保険等、費用負担やサービス内容が制度化された相互扶助である「共助」の役割が求められるとともに、住民の活動や市民活動団体による取り組みが主体的に推進されるよう、その仕組みづくりや支援を行い、生活保護等、税により必要な福祉サービスを提供する「公助」の役割が求められています。

■ 「自助」「互助」「共助」「公助」の関係性



3 地域福祉計画とは

(1) 法令等の根拠

「地域福祉計画」とは、社会福祉法107条の規定に基づき、「地域の助けあいによる福祉（地域福祉）」を推進するために、人と人とのつながりを基本として「顔の見える関係づくり」、「ともに生きる社会づくり」を目指すための「理念」と「仕組み」をつくる計画であり、市町村が行政計画として策定するものです。

(2) 地域福祉計画に関する動向

地域福祉計画は、平成12年6月の社会福祉事業法等の改正により、社会福祉法に新たに規定された事項で、市町村地域福祉計画の策定については、平成30年の社会福祉法の一部改正により努力義務とされています。

地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策や体制等について、庁内関係部局はもとより、多様な関係機関も含めて協議の上、計画的に推進していくことを内容とするものです。

また、平成30年の社会福祉法の一部改正では、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載することとされ、各分野別計画のいわゆる「上位計画」として位置付けられました。さらに、「包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項」が計画に盛り込むべき事項として新たに追加されています。

令和2年には「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」により、社会福祉法の一部が改正され、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、属性を問わない相談支援、多様な社会参加に向けた支援、地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施する重層的な支援体制を整備することとされています。

このような法改正等を受けて、令和3年に、市町村地域福祉計画策定のためのガイドラインも改正されており、これらを踏まえた計画内容とすることが求められています。

社会福祉法(抄)

(目的)

第一条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

(地域福祉の推進)

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(市町村地域福祉計画)

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

【参考】市町村地域福祉計画策定ガイドラインの主な内容について

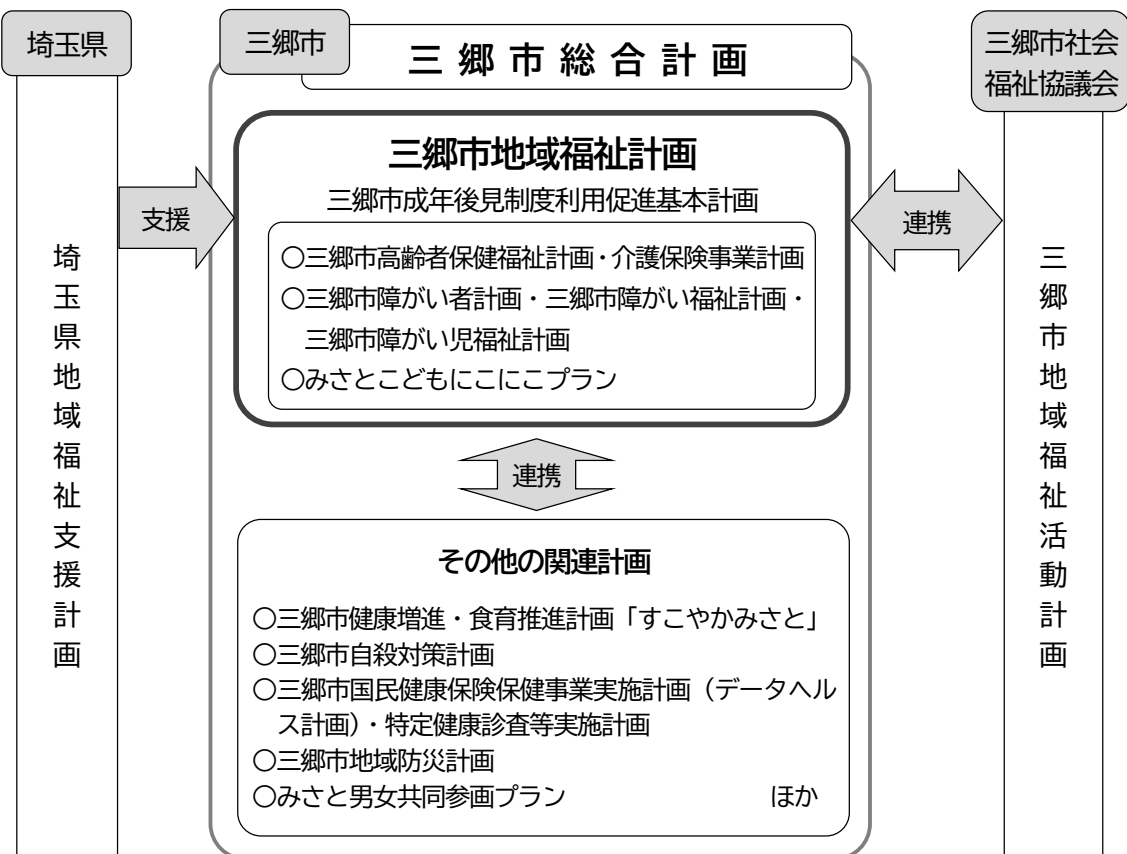
市町村地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）に盛り込むべき事項としては、法上、①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項、②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、③地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項、④地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項、⑤包括的な支援体制の整備に関する事項の5つが掲げられており、それを踏まえなければ、法上の地域福祉計画としては認められないものである。市町村においては、主体的にこれら5つの事項についてその趣旨を斟酌し具体的な内容を示すとともに、その他の必要な事項を加え、それらを計画に盛り込む必要がある。

『令和3年3月31日「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」の改正について』から

(3) 計画の位置づけ

- 社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画です。
- 成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に規定する「市町村成年後見制度利用促進基本計画」を含みます。
- 第5次三郷市総合計画における、まちづくり方針7の「健やかで自立した生活を支え合うまちづくり」を推進するための分野別個別計画として、地域福祉を総合的に推進する理念や方向性を示します。
- 市の福祉部門の計画の上位計画として、高齢者・障がい者・児童といった対象ごとの福祉に関する各個別計画と整合性をもち、福祉・保健・医療及び生活関連分野との連携を確保し、それぞれの分野固有の施策や達成目標等については各個別計画に基づいて推進し、各個別計画の全部又は一部をもって本計画の一部とみなします。
- 三郷市社会福祉協議会策定の「三郷市地域福祉活動計画」と連携しながら計画を推進します。

■ 計画の位置づけ



(4) 計画の期間

本計画の計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。
 なお、令和9年度に計画の見直しを行います。

■ 計画の期間

令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)
第6期埼玉県地域福祉支援計画 (令和3年度～令和5年度)		次期計画				
第5次三郷市総合計画 (令和3年度～令和12年度)						
見直し	第4次三郷市地域福祉計画 (令和5年度～令和9年度)					次期計画
第8期三郷市高齢者保健福祉 計画・介護保険事業計画 (令和3年度～令和5年度)		次期計画				
三郷市障がい者計画・第6期三郷市障がい福祉 計画・第2期三郷市障がい児福祉計画 (令和3年度～令和5年度)		次期計画				
第2次みさとこどもにこにこプラン (令和2年度～令和6年度)			次期計画			
第2期三郷市健康増進・食育推進計画 「すこやかみさと」 (平成29年度～令和6年度)			次期計画			
三郷市自殺対策計画 (平成31年度～令和6年度)			次期計画			
三郷市国民健康保険健康事業実施計画（データ ヘルス計画）・特定健康診査等実施計画 (平成30年度～令和5年度)		次期計画				
連携						
見直し	三郷市地域福祉活動計画 (令和5年度～令和9年度)					次期計画

(5) 計画の策定体制

本計画は、「三郷市地域福祉計画策定懇話会」・「三郷市地域福祉計画関係行政協議会」、及び市民と行政との協働におけるさまざまな意見を取り入れ、策定するものです。

○三郷市地域福祉計画策定懇話会

各種団体の代表者・一般市民からの公募により選出された委員により、計画に係る事業の進捗管理、評価、見直し及びその他計画の推進に関することを所掌します。

○三郷市地域福祉計画関係行政協議会

庁内の推進体制として、地域福祉計画推進施策等に関わる事業を担当する課で構成し、計画の推進と施策展開の連携調整を図ります。

○市民と行政との協働

①市民アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、より多くの幅広い市民からの意見を計画に反映させるため、市民アンケートを実施しました。(18歳以上の市民から1,000名を無作為抽出で実施)

②市民懇談会の開催

本計画の策定にあたり、地域の現状や課題等を把握し、計画に反映するために市民懇談会を実施しました。(三郷市社会福祉協議会との共催)

③パブリック・コメントの実施

本計画の策定にあたり、広く市民から意見を求めるため、パブリック・コメントを実施しました。(令和4年12月～令和5年1月実施)